問題 0001 / 1

個人の所得税の課税期間として、最も適切なものはどれか。

ア．原則として毎年1月1日から12月31日までの1年間
イ．毎年4月1日から翌年3月31日まで
ウ．納税者が自由に選んだ連続12か月
エ．給与支給日から次の給与支給日まで

答え・解説 正答：ア

ア：所得税は暦年単位でその年の所得を計算する。
イ：これは国や法人等の会計年度と混同している。
ウ：個人所得税は原則暦年課税である。
エ：給与計算期間と所得税の課税期間は別である。
総合解説：所得税は暦年単位でその年の所得を計算する。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0002 / 1

所得税の説明として、最も適切なものはどれか。

ア．法人の利益だけに課される地方税である。
イ．個人の所得に対して課される国税である。
ウ．不動産の所有そのものに課される固定資産税である。
エ．商品購入時にのみ課される消費税である。

答え・解説 正答：イ

ア：法人所得には法人税等があり、所得税とは異なる。
イ：所得税は個人の所得を課税対象とする国税である。
ウ：固定資産税は地方税であり所得税とは別である。
エ：所得税は所得に対する税である。
総合解説：所得税は個人の所得を課税対象とする国税である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0003 / 1

所得税計算の基本的な流れとして、最も適切なものはどれか。

ア．収入金額に税率を掛けてから必要経費を差し引く。

イ．税額控除を収入から差し引いて所得金額を求める。

ウ．各所得を計算し、所得控除を差し引いて課税所得を求め、税率を適用し、必要に応じて税額控除を差し引く。

エ．所得控除を税額に直接加算する。

答え・解説 正答：ウ

ア：必要経費等を反映して所得金額を先に求める。

イ：税額控除は原則として算出税額から差し引く。

ウ：所得金額→所得控除→課税所得→所得税額→税額控除という順序が基本である。

エ：所得控除は課税所得を減らす仕組みである。

総合解説：所得金額→所得控除→課税所得→所得税額→税額控除という順序が基本である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0004 / 1

所得税における「収入」と「所得」の関係として、最も適切なものはどれか。

ア．すべての所得で収入と所得は常に同額である。

イ．所得は収入に必要経費を加算して求める。

ウ．所得とは所得税額そのものをいう。

エ．所得は、収入から必要経費や所得ごとに定められた控除額などを差し引いて計算する。

答え・解説 正答：エ

ア：給与所得控除や必要経費等があるため同額とは限らない。

イ：必要経費は原則差し引く。

ウ：所得金額と税額は別概念である。

エ：収入金額と所得金額は同じとは限らず、所得区分ごとの計算方法で所得を求める。

総合解説：収入金額と所得金額は同じとは限らず、所得区分ごとの計算方法で所得を求める。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0005 / 2

所得控除と税額控除の違いとして、最も適切なものはどれか。

ア．所得控除は課税所得を減らし、税額控除は原則として算出された所得税額から直接差し引く。

イ．どちらも必ず収入金額から直接差し引く。

ウ．税額控除は課税所得へ加算する制度である。

エ．所得控除は所得税額を1円単位で直接減らす制度である。

答え・解説 正答：ア

ア：控除する段階が異なるため、同額でも税負担への影響の仕方が異なる。

イ：所得控除と税額控除では差し引く段階が違う。

ウ：税額控除は算出税額から差し引く。

エ：課税所得を減らす制度である。

総合解説：控除する段階が異なるため、同額でも税負担への影響の仕方が異なる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0006 / 2

所得税の超過累進税率について、最も適切な説明はどれか。

ア．課税所得が増えると全額に45%が適用される。

イ．課税所得が増えるにつれて高い税率区分が適用されるが、高い税率はその区分を超えた部分に適用される。

ウ．所得税率はすべての所得水準で一律10%である。

エ．所得税は逆進税率である。

答え・解説 正答：イ

ア：超過累進税率では段階ごとに税率が異なる。

イ：所得税は5%から45%までの7段階で、全所得に最高税率が一律適用されるわけではない。

ウ：税率は7段階である。

エ：所得が増えるにつれて高い税率区分が適用される累進構造である。

総合解説：所得税は5%から45%までの7段階で、全所得に最高税率が一律適用されるわけではない。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0007 / 2

課税所得金額が650万円で、速算表上の税率20%・控除額42万7,500円を用いる場合、所得税額はいくらか。

ア．1,300,000円
イ．427,500円
ウ．872,500円
エ．2,727,500円

答え・解説 正答：ウ

ア：控除額を差し引いていない。
イ：速算表の控除額だけを税額としている。
ウ：650万円×20%−42万7,500円＝87万2,500円である。
エ：税率や控除額の扱いを誤っている。
総合解説：650万円×20%−42万7,500円＝87万2,500円である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0008 / 2

基準所得税額が20万円の場合、復興特別所得税額を2.1%で計算するといくらか。

ア．42,000円
イ．2,100円
ウ．200,000円
エ．4,200円

答え・解説 正答：エ

ア：2.1%を21%としている。
イ：基準額を10万円として計算している。
ウ：基準所得税額そのものを答えている。
エ：20万円×2.1%＝4,200円である。
総合解説：20万円×2.1%＝4,200円である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0009 / 2

給与所得者の源泉徴収と年末調整について、最も適切な説明はどれか。

ア．毎月等に源泉徴収された所得税等と、その年の本来の年税額との差額を年末調整で精算する場合がある。

イ．源泉徴収された税額は必ず最終税額と一致し、精算は不要である。

ウ．年末調整はすべての自営業者だけが行う。

エ．年末調整では所得控除を一切考慮しない。

答え・解説 正答：ア

ア：源泉徴収は概算的な前払いの性格を持ち、一定の給与所得者は年末調整で年間税額を精算する。

イ：各種控除等により差額が生じ得る。

ウ：主に給与支払者が一定の給与所得者について行う。

エ：各種申告書等に基づき所得控除等を反映する。

総合解説：源泉徴収は概算的な前払いの性格を持ち、一定の給与所得者は年末調整で年間税額を精算する。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0010 / 2

令和8年分の所得税について、合計所得金額400万円の居住者Aさんに適用される基礎控除額はどれか。

ア．48万円

イ．104万円

ウ．58万円

エ．67万円

答え・解説 正答：イ

ア：旧来の基礎控除額と混同している。

イ：令和8年分では合計所得金額489万円以下の居住者の基礎控除額は104万円である。

ウ：令和8年分の当該所得水準には104万円が適用される。

エ：67万円は合計所得金額489万円超655万円以下の区分である。

総合解説：令和8年分では合計所得金額489万円以下の居住者の基礎控除額は104万円である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0011 / 3

居住者Bさんの令和8年分の合計所得金額は600万円である。この所得水準に対応する基礎控除額として正しいものはどれか。

ア．104万円
イ．62万円
ウ．67万円
エ．32万円

答え・解説 正答：ウ

ア：104万円は489万円以下の区分である。
イ：62万円は655万円超2,350万円以下の区分である。
ウ：令和8年分では合計所得金額489万円超655万円以下の基礎控除額は67万円である。
エ：2,400万円超2,450万円以下の区分である。
総合解説：令和8年分では合計所得金額489万円超655万円以下の基礎控除額は67万円である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0012 / 3

令和8年分に合計所得金額1,000万円となった居住者Cさんについて、適用される基礎控除額はどれか。

ア．104万円
イ．67万円
ウ．0円
エ．62万円

答え・解説 正答：エ

ア：489万円以下の区分である。
イ：489万円超655万円以下の区分である。
ウ：基礎控除が0円となるのは合計所得金額2,500万円超である。
エ：合計所得金額655万円超2,350万円以下では基礎控除額は62万円である。
総合解説：合計所得金額655万円超2,350万円以下では基礎控除額は62万円である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0013 / 1

銀行の預貯金から受け取る利子は、原則として何所得に分類されるか。

ア．利子所得
イ．配当所得
ウ．雑所得
エ．事業所得

答え・解説 正答：ア

ア：預貯金や公社債等の一定の利子は利子所得に分類される。
イ：法人の利益配当等が中心。
ウ：他の9種類に該当しない所得等。
エ：事業活動から生じる所得。
総合解説：預貯金や公社債等の一定の利子は利子所得に分類される。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0014 / 1

株式会社から株主として受け取る剰余金の配当は、原則として何所得に分類されるか。

ア．給与所得
イ．配当所得
ウ．一時所得
エ．利子所得

答え・解説 正答：イ

ア：勤務の対価ではない。
イ：法人から受ける剰余金の配当等は配当所得。
ウ：偶発的一時収入の分類ではない。
エ：預貯金利子等とは異なる。
総合解説：法人から受ける剰余金の配当等は配当所得。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0015 / 1

アパートを賃貸して得る家賃収入から生じる所得は、原則として何所得か。

ア．事業所得
イ．給与所得
ウ．不動産所得
エ．譲渡所得

答え・解説 正答：ウ

ア：不動産貸付けは所得区分上不動産所得。
イ：雇用対価ではない。
ウ：土地・建物等の貸付けから生じる所得は不動産所得。
エ：資産の売却ではなく貸付け。
総合解説：土地・建物等の貸付けから生じる所得は不動産所得。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0016 / 2

個人が独立して営む小売業から継続的に得る利益は、原則として何所得か。

ア．雑所得
イ．退職所得
ウ．山林所得
エ．事業所得

答え・解説 正答：エ

ア：事業として営む場合は原則事業所得。
イ：退職金ではない。
ウ：山林の伐採譲渡等ではない。
エ：商工業等の自営業から生じる所得は事業所得。
総合解説：商工業等の自営業から生じる所得は事業所得。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0017 / 2

会社員が勤務先から受け取る給料や賞与は、原則として何所得か。

ア．給与所得
イ．事業所得
ウ．雑所得
エ．配当所得

答え・解説 正答：ア

ア：給料・賃金・賞与等は給与所得。
イ：雇用契約に基づく給与は事業所得ではない。
ウ：給与所得として独立分類される。
エ：資本提供への分配ではない。
総合解説：給料・賃金・賞与等は給与所得。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0018 / 2

勤務先を退職した際に受け取る一般的な退職一時金は、原則として何所得か。

ア．給与所得
イ．退職所得
ウ．一時所得
エ．雑所得

答え・解説 正答：イ

ア：通常給与とは別に退職所得として扱う。
イ：退職により一時に受ける退職金等は退職所得。
ウ：退職所得という独立区分がある。
エ：他の所得に該当しない場合ではない。
総合解説：退職により一時に受ける退職金等は退職所得。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0019 / 2

所有期間が5年を超える山林の立木を伐採して譲渡したことによる所得は、原則として何所得か。

ア．譲渡所得
イ．事業所得
ウ．山林所得
エ．不動産所得

答え・解説 正答：ウ

ア：山林所得として独立分類される場合がある。
イ：通常の山林所得の区分とは異なる。
ウ：一定の長期所有山林の伐採・譲渡所得は山林所得。
エ：貸付けではない。
総合解説：一定の長期所有山林の伐採・譲渡所得は山林所得。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0020 / 2

個人が保有していたゴルフ会員権を売却して生じた所得は、原則として何所得か。

ア．不動産所得
イ．利子所得
ウ．給与所得
エ．譲渡所得

答え・解説 正答：エ

ア：貸付けによる所得ではない。
イ：利子ではない。
ウ：勤務対価ではない。
エ：資産の譲渡による所得は、他の所得区分に該当する場合を除き譲渡所得。
総合解説：資産の譲渡による所得は、他の所得区分に該当する場合を除き譲渡所得。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0021 / 3

懸賞の賞金など、営利を目的とする継続的行為から生じた所得ではない一時的な所得は、要件を満たす場合何所得か。

ア．一時所得
イ．事業所得
ウ．給与所得
エ．退職所得

答え・解説　正答：ア

ア：賞金・懸賞金や一定の生命保険一時金等は一時所得となる。
イ：継続的事業活動からの所得ではない。
ウ：雇用対価ではない。
エ：退職に基因しない。
総合解説：賞金・懸賞金や一定の生命保険一時金等は一時所得となる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0022 / 3

公的年金等から生じる所得は、原則として何所得に分類されるか。

ア．給与所得
イ．雑所得
ウ．退職所得
エ．利子所得

答え・解説　正答：イ

ア：年金は給与ではない。
イ：公的年金等は雑所得に分類される。
ウ：年金形式の公的年金は通常退職所得ではない。
エ：利子ではない。
総合解説：公的年金等は雑所得に分類される。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0023 / 1

総合課税制度の説明として、最も適切なものはどれか。

ア．すべての所得を必ず別々の税率で計算する制度
イ．税額を源泉徴収だけで必ず完結させる制度
ウ．対象となる各種所得を合計して課税所得を求め、所得税額を計算する制度
エ．所得控除を一切使えない制度

答え・解説 正答：ウ

ア：それは分離課税の考え方に近い。
イ：総合課税と源泉分離課税は別概念。
ウ：総合課税では一定の所得を合計して税率を適用する。
エ：所得控除を差し引いて課税所得を計算する。
総合解説：総合課税では一定の所得を合計して税率を適用する。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0024 / 1

申告分離課税の説明として、最も適切なものはどれか。

ア．源泉徴収された時点で申告が法律上必ず禁止される制度
イ．すべての給与所得が対象となる制度
ウ．所得の種類に関係なく納税者が自由に選べる制度
エ．一定の所得を他の所得と合計せず区分して税額を計算し、原則として確定申告で納税する制度

答え・解説 正答：エ

ア：申告分離課税は確定申告で計算する制度。
イ：給与所得は原則総合課税。
ウ：対象は法令で定められている。
エ：申告分離課税は総合課税と異なり対象所得を分けて計算する。
総合解説：申告分離課税は総合課税と異なり対象所得を分けて計算する。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0025 / 2

土地・建物の譲渡による譲渡所得の課税方法として、原則最も適切なものはどれか。

ア．他の所得と区分する申告分離課税
イ．給与所得と必ず合算する総合課税
ウ．必ず非課税
エ．源泉分離課税のみ

答え・解説 正答：ア

ア：土地・建物等の譲渡所得は原則申告分離課税。
イ：土地建物譲渡は分離課税。
ウ：要件なく非課税とはならない。
エ：原則申告分離課税。
総合解説：土地・建物等の譲渡所得は原則申告分離課税。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0026 / 2

個人の株式等の譲渡所得等について、原則的な課税方法として最も適切なものはどれか。

ア．総合課税のみ
イ．他の所得と区分する申告分離課税
ウ．給与所得として課税
エ．必ず一時所得

答え・解説 正答：イ

ア：原則分離課税。
イ：株式等の譲渡所得等は原則申告分離課税。
ウ：所得区分が異なる。
エ：一時所得ではない。
総合解説：株式等の譲渡所得等は原則申告分離課税。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0027 / 2

退職所得の課税方法として、最も適切なものはどれか。

ア．給与所得と必ず合算する総合課税だけである。
イ．非課税所得である。
ウ．他の所得と区分して税額計算する分離課税が原則である。
エ．消費税だけが課される。

答え・解説 正答：ウ

ア：退職所得は分離して計算。
イ：退職所得控除等はあるが原則課税対象。
ウ：退職所得は申告分離課税の例に挙げられる。
エ：所得税の対象となる。
総合解説：退職所得は申告分離課税の例に挙げられる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0028 / 2

山林所得の課税方法として、最も適切なものはどれか。

ア．必ず総合課税
イ．預金利子と同じ源泉分離課税
ウ．非課税
エ．他の所得と区分して税額を計算する申告分離課税

答え・解説 正答：エ

ア：分離課税。
イ：異なる。
ウ：原則課税所得。
エ：山林所得は申告分離課税の対象。
総合解説：山林所得は申告分離課税の対象。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0029 / 3

国内の一般的な預貯金の利子の課税方法として、最も適切なものはどれか。

ア．原則として源泉分離課税
イ．必ず給与所得と合算する総合課税
ウ．申告分離課税を必ず選択する
エ．非課税

答え・解説 正答：ア

ア：預貯金利子等は源泉分離課税とされる。
イ：預貯金利子は原則源泉分離。
ウ：通常の預貯金利子とは異なる。
エ：一定の非課税制度を除き課税。
総合解説：預貯金利子等は源泉分離課税とされる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0030 / 3

一般の個人株主が受ける上場株式等の配当等について、課税方法の説明として最も適切なものはどれか。

ア．必ず総合課税しか選べない。
イ．一定の要件の下で申告不要、総合課税、申告分離課税といった取扱いがある。
ウ．必ず非課税である。
エ．必ず給与所得として申告する。

答え・解説 正答：イ

ア：一定の上場株式配当等では申告分離課税等もある。
イ：上場株式等の配当等には複数の課税方法があり、選択により配当控除や損益通算の可否が変わる。
ウ：NISA等を除き一般には課税される。
エ：配当所得である。
総合解説：上場株式等の配当等には複数の課税方法があり、選択により配当控除や損益通算の可否が変わる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0031 / 1

令和8年分の給与所得控除の最低保障額として、最も適切なものはどれか。

ア．55万円
イ．65万円
ウ．74万円
エ．95万円

答え・解説 正答：ウ

ア：令和6年分以前の最低額と混同している。
イ：令和7年分の改正後最低額と混同している。
ウ：令和8年度税制改正により、令和8・9年分の給与所得控除の最低保障額は74万円となった。
エ：基礎控除の旧改正額等と混同している。
総合解説：令和8年度税制改正により、令和8・9年分の給与所得控除の最低保障額は74万円となった。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0032 / 1

令和8年分に給与収入150万円のみで、特定支出控除等を考慮しない場合、給与所得の金額はいくらか。

ア．85万円
イ．95万円
ウ．150万円
エ．76万円

答え・解説 正答：エ

ア：給与所得控除65万円として計算している。
イ：基礎控除と給与所得控除を混同している。
ウ：給与所得控除を差し引いていない。
エ：給与収入190万円以下では給与所得控除74万円なので、150万円－74万円＝76万円である。
総合解説：給与収入190万円以下では給与所得控除74万円なので、150万円－74万円＝76万円である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0033 / 1

令和8年分に給与収入500万円で、特定支出控除や所得金額調整控除を考慮しない場合、国税庁の表による給与所得金額として最も適切なものはどれか。

ア．356万円
イ．305万円
ウ．400万円
エ．456万円

答え・解説 正答：ア

ア：500万円÷4＝125万円、125万円×3.2－44万円＝356万円である。
イ：給与所得控除上限195万円を単純に差し引いている。
ウ：計算式の44万円を差し引いていない。
エ：44万円を加算している。
総合解説：500万円÷4＝125万円、125万円×3.2－44万円＝356万円である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0034 / 1

令和8年分に給与収入1,000万円で、所得金額調整控除等を考慮しない場合の給与所得金額として最も適切なものはどれか。

ア．850万円
イ．805万円
ウ．926万円
エ．1,000万円

答え・解説 正答：イ

ア：控除額を150万円と誤認している。
イ：給与収入850万円以上は給与所得金額＝収入金額－195万円なので、1,000万円－195万円＝805万円。
ウ：最低保障額74万円だけを差し引いている。
エ：給与所得控除を反映していない。
総合解説：給与収入850万円以上は給与所得金額＝収入金額－195万円なので、1,000万円－195万円＝805万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0035 / 2

個人事業の年間総収入金額が1,000万円、必要経費が650万円である場合、青色申告特別控除等を考慮しない事業所得はいくらか。

ア．650万円
イ．1,000万円
ウ．350万円
エ．1,650万円

答え・解説 正答：ウ

ア：必要経費の額そのもの。
イ：必要経費を差し引いていない。
ウ：事業所得は原則として総収入金額－必要経費で計算するため、350万円。
エ：必要経費を加算している。
総合解説：事業所得は原則として総収入金額－必要経費で計算するため、350万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0036 / 2

事業所得の必要経費について、最も適切な説明はどれか。

ア．事業と無関係な家族旅行費も全額必要経費になる。
イ．必要経費には減価償却費を一切含められない。
ウ．売上原価は必要経費にならない。
エ．収入を得るために直接必要な売上原価、販売費、管理費などは必要経費になり得る。

答え・解説 正答：エ

ア：家事上の経費は原則必要経費にならない。
イ：事業用資産の減価償却費は必要経費になり得る。
ウ：売上原価は代表的な必要経費である。
エ：事業遂行上必要な費用は必要経費となるが、純粋な家事費は原則含まれない。
総合解説：事業遂行上必要な費用は必要経費となるが、純粋な家事費は原則含まれない。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0037 / 2

自宅兼事務所の電気代について、事業使用部分を合理的に区分できる場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．事業遂行上必要であることを明確に区分できる部分は必要経費に算入できる。

イ．電気代は家事費を含め常に全額必要経費になる。

ウ．自宅兼事務所では一切必要経費にできない。

エ．事業使用割合に関係なく必ず50%だけ必要経費になる。

答え・解説 正答：ア

ア：家事関連費でも事業に必要な部分を明確に区分できれば、その部分は必要経費になり得る。

イ：家事部分は必要経費にならない。

ウ：合理的に区分できる事業部分は算入可能。

エ：一律50%というルールではない。

総合解説：家事関連費でも事業に必要な部分を明確に区分できれば、その部分は必要経費になり得る。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0038 / 2

15年間勤務した会社を退職する人について、一般的な退職所得控除額を計算するといくらか。

ア．300万円

イ．600万円

ウ．800万円

エ．1,050万円

答え・解説 正答：イ

ア：1年20万円で計算している。

イ：勤続20年以下は40万円×勤続年数。40万円×15年＝600万円。

ウ：20年勤務の場合の額。

エ：20年超部分の70万円を誤って用いている。

総合解説：勤続20年以下は40万円×勤続年数。40万円×15年＝600万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0039 / 2

勤続30年で退職する人の退職所得控除について、20年超の計算式を用いた金額として正しいものはどれか。

ア．1,200万円
イ．2,100万円
ウ．1,500万円
エ．800万円

答え・解説 正答：ウ

ア：40万円×30年だけで計算している。
イ：全30年を70万円で計算している。
ウ：20年超は800万円＋70万円×（30年－20年）＝1,500万円。
エ：20年超部分を加算していない。
総合解説：20年超は800万円＋70万円×（30年－20年）＝1,500万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0040 / 2

退職所得控除を計算する際、勤続期間が10年2か月である場合の勤続年数として、原則最も適切なものはどれか。

ア．10年
イ．10.2年
ウ．12年
エ．11年

答え・解説 正答：エ

ア：端数2か月も1年として切り上げる。
イ：月数を小数年でそのまま計算しない。
ウ：端数を2年として扱わない。
エ：勤続年数に1年未満の端数があるときは1年に切り上げる。
総合解説：勤続年数に1年未満の端数があるときは1年に切り上げる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0041 / 2

一般的な退職金1,000万円、退職所得控除600万円で、2分の1課税の対象となる場合の退職所得金額はいくらか。

ア．200万円
イ．400万円
ウ．500万円
エ．800万円

答え・解説 正答：ア

ア：（1,000万円－600万円）×1/2＝200万円。
イ：2分の1を乗じていない。
ウ：退職所得控除を考慮していない。
エ：計算過程が逆である。
総合解説：（1,000万円－600万円）×1/2＝200万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0042 / 3

障害者となったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除について、最も適切なものはどれか。

ア．通常の控除額を2分の1にする。
イ．通常の退職所得控除額に100万円を加算する。
ウ．通常の控除額に10万円だけ加算する。
エ．退職所得控除が一切使えなくなる。

答え・解説 正答：イ

ア：そのような減額ではない。
イ：障害者になったことが直接の原因で退職した場合は100万円加算される。
ウ：加算額は100万円。
エ：逆で、特例加算がある。
総合解説：障害者になったことが直接の原因で退職した場合は100万円加算される。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0043 / 3

「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者へ提出した一般的なケースの説明として、最も適切なものはどれか。

ア．退職金は必ず給与所得として年末調整される。

イ．申告書を提出すると退職金全額が非課税になる。

ウ．支払者が退職所得控除等を反映して源泉徴収し、通常はその退職所得だけを理由とする確定申告は不要となる。

エ．提出すると退職所得控除が使えなくなる。

答え・解説 正答：ウ

ア：退職所得として別に計算する。

イ：控除後に課税所得があれば課税される。

ウ：申告書提出があれば、支払者が退職所得の税額を計算して源泉徴収するのが一般的。

エ：逆で、控除等を反映した源泉徴収が行われる。

総合解説：申告書提出があれば、支払者が退職所得の税額を計算して源泉徴収するのが一般的。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0044 / 3

会社員が勤務先から給与600万円を受け取り、別に独立した個人事業から必要経費控除後100万円の利益を得た。所得区分の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．両方とも給与所得

イ．両方とも事業所得

ウ．給与は退職所得、事業利益は一時所得

エ．勤務先からの収入は給与所得、独立事業の利益は事業所得

答え・解説 正答：エ

ア：独立事業の利益は給与ではない。

イ：勤務先からの給料は給与所得。

ウ：いずれも区分が誤り。

エ：所得は発生原因ごとに区分して計算する。

総合解説：所得は発生原因ごとに区分して計算する。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0045 / 1

賃貸アパートの年間家賃収入600万円、必要経費250万円の場合の不動産所得はいくらか。

ア．350万円
イ．250万円
ウ．600万円
エ．850万円

答え・解説 正答：ア

ア：不動産所得は総収入金額－必要経費なので350万円。
イ：必要経費だけを答えている。
ウ：必要経費を控除していない。
エ：必要経費を加算している。
総合解説：不動産所得は総収入金額－必要経費なので350万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0046 / 1

賃貸用建物の不動産所得で、一般に必要経費となり得るものとして最も適切なものはどれか。

ア．所有者の個人的な食費
イ．貸付資産に係る固定資産税、損害保険料、減価償却費、修繕費など
ウ．家族の私的旅行費
エ．所得税そのもの

答え・解説 正答：イ

ア：家事費であり必要経費ではない。
イ：不動産収入を得るため直接必要な費用は必要経費となり得る。
ウ：賃貸業務との直接関係がない。
エ：所得税は原則必要経費にしない。
総合解説：不動産収入を得るため直接必要な費用は必要経費となり得る。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0047 / 1

不動産所得が赤字になった場合の一般的な説明として、最も適切なものはどれか。

ア．不動産所得の赤字は絶対に他所得と通算できない。
イ．赤字額は必ず給与収入そのものから直接差し引く。
ウ．一定の制限を除き、他の黒字所得と損益通算できる場合がある。
エ．赤字なら所得税だけでなく固定資産税も自動的にゼロになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：一定範囲で損益通算できる。
イ：所得金額の計算上、所定のルールで通算する。
ウ：不動産所得の損失は原則損益通算対象だが、土地取得負債利子相当部分など除外される損失がある。
エ：税目が異なる。
総合解説：不動産所得の損失は原則損益通算対象だが、土地取得負債利子相当部分など除外される損失がある。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0048 / 2

不動産所得の損失のうち、土地等を取得するために要した負債の利子に相当する部分について、最も適切な説明はどれか。

ア．必ず給与所得と全額通算できる。
イ．利子は不動産所得の計算に一切関係しない。
ウ．土地取得価額そのものが毎年全額損益通算できる。
エ．その部分は原則として他の所得との損益通算の対象とならない。

答え・解説 正答：エ

ア：この部分は損益通算対象外。
イ：必要経費に算入し得るが、赤字時の損益通算に制限がある。
ウ：そのような制度ではない。
エ：不動産所得の赤字でも土地取得負債利子相当部分には損益通算制限がある。
総合解説：不動産所得の赤字でも土地取得負債利子相当部分には損益通算制限がある。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0049 / 2

利子所得の金額の基本的な考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．原則として受け取る利子等の収入金額が利子所得の金額となる。
イ．受取利子から一律50万円を控除する。
ウ．受取利子の2分の1だけが所得となる。
エ．受取利子に給与所得控除74万円を適用する。

答え・解説 正答：ア

ア：利子所得には給与所得控除のような一般的な必要経費控除はない。
イ：一時所得の特別控除と混同している。
ウ：一時所得等の取扱いと混同。
エ：給与所得控除は給与所得の制度。
総合解説：利子所得には給与所得控除のような一般的な必要経費控除はない。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0050 / 2

国内預金の利子10万円に20.315%の源泉分離課税が行われる場合、税引後受取額はいくらか。

ア．80,000円
イ．79,685円
ウ．20,315円
エ．84,685円

答え・解説 正答：イ

ア：税率を20%だけとしている。
イ：税額20,315円なので、100,000円－20,315円＝79,685円。
ウ：税額そのもの。
エ：住民税部分等の扱いが誤り。
総合解説：税額20,315円なので、100,000円－20,315円＝79,685円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0051 / 2

配当収入50万円、配当を生ずべき株式の取得のための借入金利子のうち控除可能な額が5万円の場合、配当所得金額はいくらか。

ア．50万円
イ．5万円
ウ．45万円
エ．55万円

答え・解説 正答：ウ

ア：借入金利子を控除していない。
イ：控除額だけを答えている。
ウ：配当所得＝収入金額－株式等取得のための借入金利子なので45万円。
エ：利子を加算している。
総合解説：配当所得＝収入金額－株式等取得のための借入金利子なので45万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0052 / 2

上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合の説明として、最も適切なものはどれか。

ア．必ず配当控除と譲渡損失通算の両方を同時に使える。
イ．申告分離を選ぶと配当は非課税になる。
ウ．申告分離を選ぶと給与所得になる。
エ．一定の上場株式等の譲渡損失と損益通算できる場合がある一方、配当控除は適用されない。

答え・解説 正答：エ

ア：申告分離では配当控除は使えない。
イ：課税方法が分離されるだけ。
ウ：配当所得のまま。
エ：申告分離課税選択時は配当控除が使えないが、一定の譲渡損失との通算が可能。
総合解説：申告分離課税選択時は配当控除が使えないが、一定の譲渡損失との通算が可能。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0053 / 3

配当所得の収入金額を計算する際の説明として、最も適切なものはどれか。

ア．源泉徴収税額を差し引く前の配当金額を収入金額とする。
イ．源泉徴収後の手取額だけを収入金額とする。
ウ．株価の購入代金全額を配当所得から控除する。
エ．配当収入は必ず一時所得として計算する。

答え・解説 正答：ア

ア：配当所得の計算では税引前の収入金額を基礎にする。
イ：税引前金額が基準。
ウ：取得費全額を控除する制度ではない。
エ：配当所得に分類される。
総合解説：配当所得の計算では税引前の収入金額を基礎にする。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0054 / 3

賃貸マンションの家賃、銀行預金利子、国内株式会社からの配当を受け取った場合の所得区分の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．家賃＝給与所得、利子＝雑所得、配当＝一時所得
イ．家賃＝不動産所得、預金利子＝利子所得、配当＝配当所得
ウ．家賃＝事業所得、利子＝給与所得、配当＝退職所得
エ．3つすべて雑所得

答え・解説 正答：イ

ア：すべて区分が誤り。
イ：所得は発生原因に応じてそれぞれ別区分となる。
ウ：原則的区分と異なる。
エ：それぞれ独立した所得区分がある。
総合解説：所得は発生原因に応じてそれぞれ別区分となる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0055 / 1

土地・建物・株式等以外の一般資産の譲渡所得について、所有期間5年以下のものは原則どのように区分されるか。

ア．長期譲渡所得
イ．一時所得
ウ．短期譲渡所得
エ．雑所得

答え・解説　正答：ウ

ア：5年超が原則長期。
イ：譲渡所得の期間区分である。
ウ：一般資産は所有期間5年以下が短期、5年超が長期。
エ：通常は譲渡所得。
総合解説：一般資産は所有期間5年以下が短期、5年超が長期。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0056 / 1

土地・建物・株式等以外の資産を譲渡し、譲渡益が80万円、他に譲渡益がない場合、一般的な譲渡所得の特別控除後の金額はいくらか。

ア．80万円
イ．40万円
ウ．0円
エ．30万円

答え・解説　正答：エ

ア：特別控除を差し引いていない。
イ：2分の1を先に適用している。
ウ：特別控除は最高50万円で80万円全額は控除できない。
エ：譲渡所得の特別控除は最高50万円なので、80万円－50万円＝30万円。
総合解説：譲渡所得の特別控除は最高50万円なので、80万円－50万円＝30万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0057 / 2

総合課税される長期譲渡所得について、特別控除後の長期譲渡所得金額が60万円である場合、総所得金額へ算入される額は原則いくらか。

ア．30万円
イ．60万円
ウ．10万円
エ．120万円

答え・解説 正答：ア

ア：総合課税の長期譲渡所得は原則その2分の1を総所得金額へ算入する。
イ：2分の1算入を反映していない。
ウ：計算根拠がない。
エ：2倍している。
総合解説：総合課税の長期譲渡所得は原則その2分の1を総所得金額へ算入する。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0058 / 2

一時所得の総収入金額120万円、収入を得るため直接支出した金額20万円、他に一時所得がない場合、一時所得の金額はいくらか。

ア．100万円
イ．50万円
ウ．25万円
エ．70万円

答え・解説 正答：イ

ア：50万円特別控除を差し引いていない。
イ：120万円－20万円－特別控除50万円＝50万円。
ウ：所得金額と総所得への算入額を混同。
エ：直接支出額を差し引いていない。
総合解説：120万円－20万円－特別控除50万円＝50万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0059 / 2

一時所得の金額が50万円と計算された場合、総合課税で総所得金額に算入される額は原則いくらか。

ア．50万円
イ．100万円
ウ．25万円
エ．0円

答え・解説 正答：ウ

ア：2分の1算入を反映していない。
イ：2倍している。
ウ：一時所得は所得金額の2分の1を総所得金額へ算入する。
エ：所得があるため0ではない。
総合解説：一時所得は所得金額の2分の1を総所得金額へ算入する。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0060 / 2

公的年金等に係る雑所得の基本的な計算として、最も適切なものはどれか。

ア．年金収入－給与所得控除
イ．年金収入－退職所得控除
ウ．年金収入の全額が必ず非課税
エ．公的年金等の収入金額－公的年金等控除額

答え・解説 正答：エ

ア：給与所得控除は用いない。
イ：退職所得控除は退職一時金等の制度。
ウ：公的年金にも課税される場合がある。
エ：公的年金等の雑所得は年齢や収入に応じる公的年金等控除額を差し引いて計算する。
総合解説：公的年金等の雑所得は年齢や収入に応じる公的年金等控除額を差し引いて計算する。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0061 / 3

事業所得に該当しない副業の原稿料収入30万円、必要経費8万円の場合、業務に係る雑所得はいくらか。

ア．22万円
イ．30万円
ウ．8万円
エ．38万円

答え・解説 正答：ア

ア：業務に係る雑所得は総収入金額－必要経費なので22万円。
イ：必要経費を控除していない。
ウ：必要経費だけを答えている。
エ：経費を加算している。
総合解説：業務に係る雑所得は総収入金額－必要経費なので22万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0062 / 3

保険料負担者と受取人が同一で、生命保険金を一時金で受け取る場合と年金で受け取る場合の所得税上の区分として、一般に最も適切なものはどれか。

ア．どちらも給与所得
イ．一時金は一時所得、年金は公的年金等以外の雑所得
ウ．どちらも退職所得
エ．一時金は利子所得、年金は配当所得

答え・解説 正答：イ

ア：勤務対価ではない。
イ：受取方法により所得区分が異なる代表例である。
ウ：退職に基因しない。
エ：いずれも異なる。
総合解説：受取方法により所得区分が異なる代表例である。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0063 / 1

所得税の基礎控除について、最も適切な説明はどれか。

ア．本人の年齢だけで控除額が決まる。
イ．すべての納税者に一律104万円が適用される。
ウ．居住者について、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額が定められている。
エ．所得税額から直接104万円を差し引く税額控除である。

答え・解説 正答：ウ

ア：基礎控除額は主に合計所得金額に応じて決まる。
イ：高所得者では控除額が段階的に減少する。
ウ：令和8年分は合計所得金額に応じて104万円、67万円、62万円など段階的な控除額となる。
エ：基礎控除は所得控除である。
総合解説：令和8年分は合計所得金額に応じて104万円、67万円、62万円など段階的な控除額となる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0064 / 1

令和8年分の所得税で、同一生計配偶者の所得要件として最も適切なものはどれか。

ア．48万円以下
イ．58万円以下
ウ．104万円以下
エ．配偶者の合計所得金額が62万円以下であること

答え・解説 正答：エ

ア：旧制度の数値と混同している。
イ：令和7年分の要件と混同している。
ウ：基礎控除額と混同している。
エ：令和8年度税制改正により、同一生計配偶者等の所得要件は62万円以下となった。
総合解説：令和8年度税制改正により、同一生計配偶者等の所得要件は62万円以下となった。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0065 / 1

所得税の配偶者控除について、納税者本人の合計所得金額に関する要件として最も適切なものはどれか。

ア．合計所得金額が1,000万円を超える年は配偶者控除を受けられない。

イ．本人所得に上限はない。

ウ．本人所得が2,500万円以下なら必ず38万円控除できる。

エ．本人所得が900万円を超えると直ちに控除額0円となる。

答え・解説 正答：ア

ア：配偶者控除・配偶者特別控除には納税者本人側にも所得制限がある。

イ：1,000万円を超えると対象外となる。

ウ：配偶者側要件等も必要。

エ：900万円超でも1,000万円以下では段階的な控除があり得る。

総合解説：配偶者控除・配偶者特別控除には納税者本人側にも所得制限がある。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0066 / 1

納税者本人の合計所得金額が900万円以下で、70歳未満の控除対象配偶者について所得税の配偶者控除額として原則最も適切なものはどれか。

ア．27万円

イ．38万円

ウ．35万円

エ．63万円

答え・解説 正答：イ

ア：寡婦控除額と混同。

イ：本人所得900万円以下の一般の控除対象配偶者では原則38万円。

ウ：ひとり親控除額と混同。

エ：特定扶養親族の扶養控除額。

総合解説：本人所得900万円以下の一般の控除対象配偶者では原則38万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0067 / 2

令和8年分の所得税で、扶養親族となるための合計所得金額要件として最も適切なものはどれか。

ア．48万円以下
イ．58万円以下
ウ．62万円以下
エ．104万円以下

答え・解説 正答：ウ

ア：旧制度の数値。
イ：令和7年分の数値。
ウ：令和8年分では扶養親族の所得要件は62万円以下。
エ：基礎控除額と混同。
総合解説：令和8年分では扶養親族の所得要件は62万円以下。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0068 / 2

一般の控除対象扶養親族に対する所得税の扶養控除額として、最も適切なものはどれか。

ア．27万円
イ．48万円
ウ．63万円
エ．38万円

答え・解説 正答：エ

ア：27万円は寡婦控除額である。
イ：48万円は同居老親等以外の老人扶養親族の扶養控除額である。
ウ：63万円は特定扶養親族の扶養控除額である。
エ：一般の控除対象扶養親族の控除額は38万円。
総合解説：一般の控除対象扶養親族の控除額は38万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0069 / 2

19歳以上23歳未満の特定扶養親族に対する所得税の扶養控除額として、最も適切なものはどれか。

ア．63万円
イ．38万円
ウ．48万円
エ．35万円

答え・解説 正答：ア

ア：特定扶養親族の扶養控除額は63万円。
イ：一般扶養親族の額。
ウ：同居老親等以外の老人扶養親族の額。
エ：ひとり親控除額。
総合解説：特定扶養親族の扶養控除額は63万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0070 / 2

70歳以上の老人扶養親族で、同居老親等に該当しない者の扶養控除額として最も適切なものはどれか。

ア．38万円
イ．48万円
ウ．35万円
エ．58万円

答え・解説 正答：イ

ア：38万円は一般の控除対象扶養親族の控除額。
イ：同居老親等以外の老人扶養親族は48万円。
ウ：35万円はひとり親控除額。
エ：58万円は同居老親等の控除額。
総合解説：同居老親等以外の老人扶養親族は48万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0071 / 2

老人扶養親族のうち同居老親等に該当する場合の扶養控除額として、最も適切なものはどれか。

ア．27万円
イ．48万円
ウ．58万円
エ．63万円

答え・解説 正答：ウ

ア：27万円は寡婦控除額。
イ：48万円は同居老親等以外の老人扶養親族の額。
ウ：同居老親等の扶養控除額は58万円。
エ：63万円は特定扶養親族の額。
総合解説：同居老親等の扶養控除額は58万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0072 / 2

その年の12月31日時点で15歳の扶養親族について、所得税の扶養控除の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．一般扶養控除38万円を必ず受けられる。
イ．特定扶養控除63万円を受けられる。
ウ．老人扶養控除48万円を受けられる。
エ．原則として控除対象扶養親族に該当しないため、扶養控除は受けられない。

答え・解説 正答：エ

ア：16歳未満は控除対象扶養親族ではない。
イ：特定扶養親族は19歳以上23歳未満。
ウ：老人扶養親族は70歳以上。
エ：所得税の控除対象扶養親族は原則16歳以上の扶養親族。
総合解説：所得税の控除対象扶養親族は原則16歳以上の扶養親族。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0073 / 3

令和8年分に、19歳以上23歳未満で生計を一にする親族の合計所得金額が70万円で、他の要件を満たす場合の所得税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．扶養控除の所得要件62万円以下は超えるが、特定親族特別控除の対象となり得る。

イ．所得が62万円を超えた時点で人的控除は一切あり得ない。

ウ．一般扶養控除38万円だけが必ず適用される。

エ．基礎控除104万円を親族分として追加できる。

答え・解説 正答：ア

ア：19歳以上23歳未満の親族は所得が一定範囲なら特定親族特別控除の対象となり得る。

イ：特定親族特別控除がある。

ウ：特定親族に関する別制度を検討する。

エ：基礎控除は納税者本人に対する控除。

総合解説：19歳以上23歳未満の親族は所得が一定範囲なら特定親族特別控除の対象となり得る。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0074 / 3

所得税のひとり親控除と寡婦控除について、控除額の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．ひとり親27万円、寡婦35万円

イ．ひとり親控除35万円、寡婦控除27万円

ウ．いずれも38万円

エ．いずれも63万円

答え・解説 正答：イ

ア：逆である。

イ：要件を満たす場合、ひとり親控除は35万円、寡婦控除は27万円。

ウ：配偶者・一般扶養控除等と混同。

エ：特定扶養控除と混同。

総合解説：要件を満たす場合、ひとり親控除は35万円、寡婦控除は27万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0075 / 1

社会保険料控除の控除額として、最も適切なものはどれか。

ア．支払額の2分の1だけ

イ．一律5万円

ウ．その年に実際に支払った対象社会保険料または給与・公的年金等から差し引かれた対象社会保険料の全額

エ．所得税額から直接全額差し引く

答え・解説 正答：ウ

ア：全額が基本。

イ：そのような上限ではない。

ウ：社会保険料控除には一般的な上限額はなく、対象となる支払額の全額が控除対象。

エ：社会保険料控除は所得控除。

総合解説：社会保険料控除には一般的な上限額はなく、対象となる支払額の全額が控除対象。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0076 / 1

生計を一にする大学生の子の国民年金保険料を親が実際に負担した場合、親の所得税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．子本人しか社会保険料控除を受けられない。

イ．親の給与所得控除へ加算する。

ウ．税額控除として所得税額から直接差し引く。

エ．要件を満たせば、親が支払った額を親の社会保険料控除の対象にできる。

答え・解説 正答：エ

ア：実際に支払った親が控除できる場合がある。

イ：社会保険料控除として扱う。

ウ：所得控除である。

エ：自己または生計を一にする親族の社会保険料を負担した場合に控除対象となり得る。

総合解説：自己または生計を一にする親族の社会保険料を負担した場合に控除対象となり得る。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0077 / 1

総所得金額等が300万円の人が、年間医療費50万円を支払い、保険金等で10万円補てんされた。通常の医療費控除額はいくらか。

ア．30万円
イ．40万円
ウ．50万円
エ．20万円

答え・解説 正答：ア

ア：50万円－10万円－10万円＝30万円。総所得金額等200万円以上なので原則10万円を差し引く。
イ：10万円の足切額を差し引いていない。
ウ：補てん額と足切額を差し引いていない。
エ：差し引く金額を過大にしている。
総合解説：50万円－10万円－10万円＝30万円。総所得金額等200万円以上なので原則10万円を差し引く。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0078 / 2

総所得金額等150万円の人が年間医療費20万円を支払い、保険金等の補てんがない場合、通常の医療費控除額はいくらか。

ア．10万円
イ．12万5,000円
ウ．20万円
エ．5万円

答え・解説 正答：イ

ア：一律10万円を差し引いている。
イ：総所得金額等200万円未満では5%＝7万5,000円を差し引く。20万円－7万5,000円＝12万5,000円。
ウ：足切額を差し引いていない。
エ：総所得金額等の計算を誤っている。
総合解説：総所得金額等200万円未満では5%＝7万5,000円を差し引く。20万円－7万5,000円＝12万5,000円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0079 / 2

通常の医療費控除の所得控除額の最高限度額として、最も適切なものはどれか。

ア．50万円
イ．88,000円
ウ．200万円
エ．2,000万円

答え・解説 正答：ウ

ア：一時所得の特別控除と混同。
イ：セルフメディケーション税制の最高控除額。
ウ：通常の医療費控除額は最高200万円。
エ：桁が大きく異なる。
総合解説：通常の医療費控除額は最高200万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0080 / 2

入院費30万円に対して入院給付金40万円を受け取り、別に歯科治療費20万円を支払った場合の医療費控除計算で、入院給付金の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．給付金40万円全額を歯科治療費を含む全医療費から差し引く。
イ．給付金は医療費控除計算で一切差し引かない。
ウ．給付金の半額20万円だけを差し引く。
エ．入院給付金はその給付の目的となった入院費30万円を限度に差し引き、余った10万円を歯科治療費から差し引かない。

答え・解説 正答：エ

ア：余剰分を他の医療費から控除しない。
イ：補てんされる金額は原則差し引く。
ウ：原則実際の補てん額を対象医療費まで差し引く。
エ：補てん金は対象となった医療費の額を限度に差し引く。
総合解説：補てん金は対象となった医療費の額を限度に差し引く。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0081 / 2

セルフメディケーション税制と通常の医療費控除の関係として、最も適切なものはどれか。

ア．同じ年について両方を重ねて適用することはできず、選択適用となる。
イ．条件を満たせば必ず両方同時に受けられる。
ウ．セルフメディケーション税制は税額控除である。
エ．通常の医療費控除を選ぶと翌年以降永久にセルフメディケーションを使えない。

答え・解説 正答：ア

ア：セルフメディケーション税制は医療費控除の特例で、通常の医療費控除との選択。
イ：併用できない。
ウ：所得控除の特例。
エ：年ごとの選択であり永久禁止ではない。
総合解説：セルフメディケーション税制は医療費控除の特例で、通常の医療費控除との選択。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0082 / 2

要件を満たす人が対象医薬品を年間8万円購入し、保険金等の補てんがない場合のセルフメディケーション税制による控除額はいくらか。

ア．80,000円
イ．68,000円
ウ．12,000円
エ．88,000円

答え・解説 正答：イ

ア：12,000円の足切額を差し引いていない。
イ：8万円−12,000円＝68,000円で、最高88,000円以内。
ウ：足切額そのもの。
エ：最高額を一律適用している。
総合解説：8万円−12,000円＝68,000円で、最高88,000円以内。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0083 / 3

小規模企業共済等掛金控除の控除額として、最も適切なものはどれか。

ア．支払額の2分の1
イ．一律4万円
ウ．その年に支払った対象掛金の全額
エ．所得税額から直接同額を差し引く

答え・解説 正答：ウ

ア：全額控除が基本。
イ：生命保険料控除の一部と混同。
ウ：小規模企業共済やiDeCoの一定の掛金等は、対象となる支払額の全額が所得控除。
エ：所得控除であり税額控除ではない。
総合解説：小規模企業共済やiDeCoの一定の掛金等は、対象となる支払額の全額が所得控除。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0084 / 3

限界税率20%の納税者が、10万円の追加的な所得控除を受けられるとする。復興特別所得税や住民税等を無視した場合、所得税負担の減少額の概算として最も適切なものはどれか。

ア．10万円
イ．20万円
ウ．0円
エ．約2万円

答え・解説 正答：エ

ア：所得控除額と税額減少額は通常同じではない。
イ：控除額を超えている。
ウ：課税所得があり限界税率20%なら税負担減が生じる。
エ：所得控除10万円×限界税率20%＝約2万円の税負担減。
総合解説：所得控除10万円×限界税率20%＝約2万円の税負担減。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0085 / 1

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の所得税上の性質として、最も適切なものはどれか。

ア．一定の要件を満たす場合に、算出された所得税額から控除する税額控除である。
イ．住宅ローン元本全額を給与収入から差し引く所得控除である。
ウ．住宅購入価格全額が非課税所得になる制度である。
エ．固定資産税からのみ控除する制度である。

答え・解説 正答：ア

ア：住宅ローン控除は所得控除ではなく税額控除。
イ：税額控除であり元本全額控除ではない。
ウ：そのような制度ではない。
エ：所得税の税額控除。
総合解説：住宅ローン控除は所得控除ではなく税額控除。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0086 / 1

令和8年中に一定の要件を満たす住宅へ入居し、住宅ローン控除の対象となる年末残高等が3,000万円である。控除率0.7%を用いた控除額はいくらか。

ア．2万1,000円
イ．21万円
ウ．30万円
エ．210万円

答え・解説 正答：イ

ア：0.07%として計算している。
イ：3,000万円×0.7%＝21万円。
ウ：1%で計算している。
エ：7%で計算している。
総合解説：3,000万円×0.7%＝21万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0087 / 1

令和8年中に居住開始する住宅ローン控除の一般的な要件の一つとして、住宅ローン等の返済期間は原則何年以上必要か。

ア．3年以上
イ．5年以上
ウ．10年以上
エ．30年以上

答え・解説 正答：ウ

ア：要件より短い。
イ：要件より短い。
ウ：一定の住宅ローン等は返済期間10年以上で分割返済することが要件。
エ：10年以上であり30年以上に限定されない。
総合解説：一定の住宅ローン等は返済期間10年以上で分割返済することが要件。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0088 / 2

令和8年中に居住開始する住宅ローン控除の一般的な所得要件として、最も適切なものはどれか。

ア．所得金額が3,000万円以下なら必ず対象
イ．所得金額に上限はない
ウ．所得金額が500万円以下でなければならない
エ．控除を受ける年の所得金額が2,000万円以下であること

答え・解説 正答：エ

ア：2,000万円以下が基本要件。
イ：所得要件がある。
ウ：そこまで低い上限ではない。
エ：一般的な要件として所得金額2,000万円以下が示されている。
総合解説：一般的な要件として所得金額2,000万円以下が示されている。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0089 / 2

給与所得者が住宅ローン控除を初めて受ける年の手続として、最も適切なものはどれか。

ア．原則として必要書類を添付等して確定申告を行う。

イ．初年度から必ず年末調整だけで完結し、確定申告はできない。

ウ．住宅購入時に市役所へ届出するだけで所得税控除が自動適用される。

エ．初年度は控除を受けられず2年目から開始する。

答え・解説 正答：ア

ア：初年度は確定申告が必要で、給与所得者は2年目以後一定の場合に年末調整で適用を受けられる。

イ：初年度は原則確定申告。

ウ：税務上の申告手続が必要。

エ：要件を満たせば初年度から対象。

総合解説：初年度は確定申告が必要で、給与所得者は2年目以後一定の場合に年末調整で適用を受けられる。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0090 / 2

所得税の配当控除について、最も適切な説明はどれか。

ア．配当所得の収入金額から一律50万円を差し引く所得控除である。

イ．総合課税を選択した一定の配当所得について、算出所得税額から一定額を控除する税額控除である。

ウ．上場株式配当なら申告方法に関係なく必ず適用される。

エ．外国法人からのすべての配当に必ず10%適用される。

答え・解説 正答：イ

ア：配当控除は税額控除。

イ：配当控除は法人段階と個人段階の二重課税調整等を目的とする税額控除。

ウ：申告分離課税では適用されない。

エ：対象外となる配当もある。

総合解説：配当控除は法人段階と個人段階の二重課税調整等を目的とする税額控除。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0091 / 2

課税総所得金額等が一定範囲内にあり、国内法人からの剰余金の配当50万円について配当控除率10%が適用される場合、配当控除額はいくらか。

ア．50万円
イ．10万円
ウ．5万円
エ．2万5,000円

答え・解説 正答：ウ

ア：配当所得全額を税額控除する制度ではない。
イ：20%で計算している。
ウ：50万円×10%＝5万円。
エ：5%で計算している。
総合解説：50万円×10%＝5万円。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0092 / 3

上場株式等の配当について申告分離課税を選択した場合、配当控除の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．配当控除が必ず10%適用される。
イ．配当控除と住宅ローン控除のどちらか一方しか使えない。
ウ．配当所得自体が非課税になる。
エ．配当控除は適用されない。

答え・解説 正答：エ

ア：申告分離では適用なし。
イ：制度上そのような単純な二者択一ではない。
ウ：申告分離課税は非課税制度ではない。
エ：配当控除は原則総合課税を選択した対象配当について適用され、申告分離課税を選んだ上場配当には適用されない。
総合解説：配当控除は原則総合課税を選択した対象配当について適用され、申告分離課税を選んだ上場配当には適用されない。 タックスプランニングでは、所得区分・所得計算・所得控除・税額控除・課税方法を混同せず、適用年分の制度数値を使って判断することが重要である。

問題 0093 / 1

給与に対する源泉徴収の説明として最も適切なものはどれか。

ア．給与支払者が給与支給時に所得税等を差し引き、国へ納付する仕組みである。
イ．納税者が毎月自分で住民税だけを税務署へ納める制度である。
ウ．給与所得者の所得税を永久に非課税とする制度である。
エ．法人税だけに適用される制度である。

答え・解説 正答：ア

ア：給与等の支払者が納税者に代わって税額を徴収・納付する。
イ：源泉徴収は所得税等を支払者が徴収する制度。
ウ：前払い的な徴収であり非課税制度ではない。
エ：給与等にも適用される。
総合解説：給与等の支払者が納税者に代わって税額を徴収・納付する。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0094 / 1

年末調整の主な目的として最も適切なものはどれか。

ア．翌年の住民税だけを確定すること
イ．その年に給与から源泉徴収された所得税等の合計額と、その人の年税額との差額を精算すること
ウ．会社の法人税を計算すること
エ．給与所得控除を廃止すること

答え・解説 正答：イ

ア：所得税等の年税額を精算する手続。
イ：毎月の源泉徴収額と年間の正しい税額は一致しないことがあるため年末に精算する。
ウ：従業員等の給与所得に係る所得税等の精算。
エ：控除制度を廃止する手続ではない。
総合解説：毎月の源泉徴収額と年間の正しい税額は一致しないことがあるため年末に精算する。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0095 / 1

1年を通じて同じ会社に勤務し、扶養控除等申告書を提出している給与所得者で、年間給与収入が1,200万円である。特段の除外事由がない場合、年末調整について最も適切なものはどれか。

ア．給与収入が1,000万円を超えるため対象外となる。

イ．給与所得者はすべて年末調整の対象外である。

ウ．原則として年末調整の対象となる。

エ．年末調整は自営業者だけが行う。

答え・解説 正答：ウ

ア：年末調整の除外基準は2,000万円超。

イ：多くの給与所得者は年末調整の対象。

ウ：扶養控除等申告書を提出し、給与総額2,000万円以下などの要件を満たせば原則対象。

エ：給与支払者が一定の給与所得者について行う。

総合解説：扶養控除等申告書を提出し、給与総額2,000万円以下などの要件を満たせば原則対象。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0096 / 2

年間に支払うべきことが確定した給与総額が2,100万円の給与所得者について、年末調整の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．2,500万円以下なので必ず年末調整される。

イ．給与額に関係なく必ず年末調整される。

ウ．給与が高額なので所得税は非課税になる。

エ．給与総額が2,000万円を超えるため、原則として年末調整の対象外となる。

答え・解説 正答：エ

ア：2,000万円超が除外基準。

イ：金額要件がある。

ウ：逆であり非課税ではない。

エ：給与総額2,000万円超の人は年末調整対象から除外される。

総合解説：給与総額2,000万円超の人は年末調整対象から除外される。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0097 / 2

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について、最も適切な説明はどれか。

ア．原則として主たる給与の支払者に提出し、毎月の源泉徴収や年末調整に利用される。
イ．同じ年にすべての勤務先へ主たる給与用として重複提出する。
ウ．法人税申告書の別表として税務署だけに提出する。
エ．提出すると給与収入全額が非課税になる。

答え・解説 正答：ア

ア：扶養親族等の状況を給与支払者が把握する重要書類。
イ：原則として主たる給与の支払者1か所に提出。
ウ：給与所得者が給与支払者へ提出する。
エ：税額計算資料であり非課税制度ではない。
総合解説：扶養親族等の状況を給与支払者が把握する重要書類。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0098 / 2

年の中途で転職し、前職の源泉徴収票を現在の勤務先へ提出した給与所得者について、年末調整の一般的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．現勤務先の給与だけで必ず年末調整し、前職分は無視する。
イ．要件を満たせば前職分の給与等も合算して年末調整する。
ウ．前職分はすべて退職所得として扱う。
エ．転職した年は年末調整が法律上禁止される。

答え・解説 正答：イ

ア：前職分を合算する場合がある。
イ：中途就職者は前職分の源泉徴収票に基づき合算して年税額を精算する場合がある。
ウ：通常の給与は給与所得。
エ：要件を満たせば対象。
総合解説：中途就職者は前職分の源泉徴収票に基づき合算して年税額を精算する場合がある。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0099 / 2

給与所得者が年末調整で生命保険料控除の適用を受ける際の手続として、最も適切なものはどれか。

ア．生命保険会社が法人税申告で自動適用するため本人の手続は不要である。

イ．給与所得控除へ自動加算されるため申告書は不要である。

ウ．保険料控除申告書等を勤務先に提出し、必要な証明書類を添付または提示等する。

エ．市区町村へ固定資産税申告書を提出する。

答え・解説 正答：ウ

ア：給与所得者側の申告が必要。

イ：別の所得控除。

ウ：年末調整で保険料控除を反映するには所定の申告手続が必要。

エ：所得税の年末調整手続とは異なる。

総合解説：年末調整で保険料控除を反映するには所定の申告手続が必要。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0100 / 2

給与所得者が住宅ローン控除について初年度に確定申告を済ませ、2年目以後も要件を満たしている場合の一般的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．2年目以後も年末調整では絶対に扱えない。

イ．2年目以後は住宅ローン控除そのものが消滅する。

ウ．住宅ローン控除は住民税の均等割だけから控除する。

エ．所定の書類を勤務先へ提出することで年末調整により控除を受けられる場合がある。

答え・解説 正答：エ

ア：一定の場合は年末調整可能。

イ：控除期間内で要件を満たせば継続可能。

ウ：所得税の税額控除が基本。

エ：給与所得者の住宅ローン控除は初年度確定申告、2年目以後は年末調整で適用可能な場合がある。

総合解説：給与所得者の住宅ローン控除は初年度確定申告、2年目以後は年末調整で適用可能な場合がある。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0101 / 3

給与所得の源泉徴収票に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア．その年の給与等の支払金額や源泉徴収税額、一定の所得控除情報などが記載される。

イ．法人の交際費だけを記載する書類である。

ウ．住民税の納税通知書と完全に同じ書類である。

エ．給与所得者本人の事業用減価償却費だけを記載する。

答え・解説 正答：ア

ア：確定申告や転職時の年末調整でも重要な資料となる。

イ：給与所得に関する法定調書。

ウ：別の書類。

エ：給与等の支払内容を記載する。

総合解説：確定申告や転職時の年末調整でも重要な資料となる。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0102 / 3

年末調整を受けた給与所得者について、最も適切な説明はどれか。

ア．年末調整を受けた人は法律上いかなる確定申告もできない。

イ．年末調整を受けても、医療費控除を受ける場合や確定申告義務が生じる場合には確定申告を行うことがある。

ウ．年末調整後に他の所得が判明しても申告不要である。

エ．年末調整は住民税だけを対象とし所得税とは無関係である。

答え・解説 正答：イ

ア：還付申告等を行う場合がある。

イ：年末調整ですべての所得税手続が必ず終了するわけではない。

ウ：一定額を超える副所得等では申告義務があり得る。

エ：所得税等の精算手続。

総合解説：年末調整ですべての所得税手続が必ず終了するわけではない。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0103 / 1

所得税の確定申告の説明として、最も適切なものはどれか。

ア．法人税だけを申告する手続である。
イ．住民票を更新する行政手続である。
ウ．1年間の所得と所得税額を計算し、源泉徴収税額などとの過不足を精算する手続である。
エ．給与所得者が行うことを法律で全面禁止した制度である。

答え・解説 正答：ウ

ア：個人の所得税にも確定申告がある。
イ：税務手続である。
ウ：年分ごとの所得税等を納税者自身が申告して確定する手続。
エ：給与所得者も必要または任意で申告する場合がある。
総合解説：年分ごとの所得税等を納税者自身が申告して確定する手続。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0104 / 1

給与収入が年間2,100万円の給与所得者について、確定申告の取扱いとして原則最も適切なものはどれか。

ア．年末調整を受ければ必ず申告不要となる。
イ．給与収入が3,000万円以下なら申告不要である。
ウ．給与所得は金額にかかわらず非課税である。
エ．給与収入が2,000万円を超えるため確定申告が必要となる。

答え・解説 正答：エ

ア：2,000万円超は年末調整対象外で申告が必要。
イ：基準は2,000万円超。
ウ：課税対象。
エ：給与の年間収入金額2,000万円超は代表的な確定申告義務の要件。
総合解説：給与の年間収入金額2,000万円超は代表的な確定申告義務の要件。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0105 / 1

1か所から給与を受け、給与収入2,000万円以下で全額が源泉徴収対象の会社員が、給与・退職所得以外の副業所得25万円を得た。原則として最も適切なものはどれか。

ア．給与以外の所得が20万円を超えるため、所得税の確定申告が必要となる。

イ．副業所得が100万円以下なので必ず申告不要である。

ウ．収入ではなく所得が25万円でも年末調整だけで必ず完結する。

エ．副業所得はすべて非課税所得である。

答え・解説 正答：ア

ア：一定の給与所得者は給与・退職所得以外の所得が20万円を超えると申告義務が生じる。

イ：20万円基準がある。

ウ：20万円超の所得があれば原則申告必要。

エ：所得区分に応じ課税される。

総合解説：一定の給与所得者は給与・退職所得以外の所得が20万円を超えると申告義務が生じる。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0106 / 2

1か所から給与を受け、給与収入2,000万円以下で全額源泉徴収対象の会社員が、給与・退職所得以外の所得15万円のみを得た。所得税の確定申告について原則最も適切なものはどれか。

ア．15万円でも必ず確定申告が必要である。

イ．他に申告義務となる事情がなければ、所得税の確定申告を省略できる場合がある。

ウ．所得税申告不要なら住民税申告も必ず不要である。

エ．15万円は給与所得控除で必ずゼロになる。

答え・解説 正答：イ

ア：一定要件下では申告不要。

イ：一定の給与所得者では給与等以外の所得20万円以下なら所得税の申告不要制度がある。

ウ：住民税の取扱いは別に確認が必要。

エ：副業所得に給与所得控除を使うとは限らない。

総合解説：一定の給与所得者では給与等以外の所得20万円以下なら所得税の申告不要制度がある。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0107 / 2

確定申告義務がない給与所得者でも、源泉徴収税額が納め過ぎとなっている場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．申告義務がない人は還付申告も法律上禁止される。
イ．還付は法人にしか認められない。
ウ．還付を受けるための確定申告を行える場合がある。
エ．還付申告をすると給与所得全額が非課税になる。

答え・解説 正答：ウ

ア：還付申告は可能。
イ：個人にもある。
ウ：医療費控除等により納め過ぎとなる場合は還付申告が可能。
エ：納め過ぎ税額を精算するもの。
総合解説：医療費控除等により納め過ぎとなる場合は還付申告が可能。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0108 / 2

年末調整済みの給与所得者が通常の医療費控除を受けたい場合の一般的な手続として最も適切なものはどれか。

ア．勤務先の給与台帳に口頭で伝えるだけで自動適用される。
イ．固定資産税の申告で適用する。
ウ．医療費控除は法人税だけの制度である。
エ．確定申告により医療費控除を適用する。

答え・解説 正答：エ

ア：確定申告が基本。
イ：税目が異なる。
ウ：個人所得税の所得控除。
エ：医療費控除は通常、年末調整ではなく確定申告で適用を受ける。
総合解説：医療費控除は通常、年末調整ではなく確定申告で適用を受ける。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0109 / 2

所得税の確定申告期間について、一般的な原則として最も適切なものはどれか。

ア．翌年2月16日から3月15日までを基本とする。
イ．所得が生じた年の1月1日から1月31日まで
ウ．翌年4月1日から5月31日まで
エ．法人の決算日から必ず2か月以内

答え・解説 正答：ア

ア：所得税の確定申告は原則として翌年2月16日から3月15日。
イ：通常の申告時期ではない。
ウ：原則期間と異なる。
エ：法人税申告と混同。
総合解説：所得税の確定申告は原則として翌年2月16日から3月15日。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0110 / 3

所得税の確定申告をした人の個人住民税について、最も適切な説明はどれか。

ア．所得税の確定申告をすると住民税は必ず非課税になる。
イ．確定申告の所得情報が地方公共団体へ連携され、通常はその情報を基に住民税が計算される。
ウ．国税庁と地方公共団体は所得情報を一切共有しない。
エ．確定申告をすると住民税率が必ず0%になる。

答え・解説 正答：イ

ア：別途住民税が計算される。
イ：所得税と住民税は別税目だが、申告情報は連携される。
ウ：申告情報は連携される。
エ：そのような制度ではない。
総合解説：所得税と住民税は別税目だが、申告情報は連携される。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0111 / 3

給与収入1,500万円で年末調整対象の会社員が、事業所得30万円と医療費控除対象額を有する場合の対応として最も適切なものはどれか。

ア．年末調整済みなので確定申告は一切できない。

イ．事業所得30万円は20万円以下とみなす。

ウ．給与以外の所得が20万円を超えており、医療費控除も確定申告で適用するため、確定申告を行う。

エ．医療費控除は住民税の均等割からのみ差し引く。

答え・解説 正答：ウ

ア：申告義務・還付要因があり得る。

イ：30万円は20万円を超える。

ウ：副所得の申告義務と医療費控除の適用を一つの申告で処理する。

エ：所得税の所得控除として申告する。

総合解説：副所得の申告義務と医療費控除の適用を一つの申告で処理する。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0112 / 1

個人住民税の所得割について、最も適切な説明はどれか。

ア．当年の将来所得を予想して課税する。

イ．法人の所得だけを対象とする。

ウ．所得割は全国一律の固定額だけである。

エ．原則として前年の所得金額を基に当年度の税額が計算される。

答え・解説 正答：エ

ア：前年所得を基礎とする。

イ：個人にも住民税がある。

ウ：所得に応じて計算される。

エ：個人住民税は前年所得課税が基本。

総合解説：個人住民税は前年所得課税が基本。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0113 / 1

標準的な個人住民税の所得割税率の合計として最も適切なものはどれか。

ア．10%（都道府県民税4%＋市町村民税6%）

イ．5%（都道府県2%＋市町村3%）

ウ．15%（都道府県5%＋市町村10%）

エ．20.315%

答え・解説 正答：ア

ア：標準税率では都道府県4%、市町村6%の合計10%。

イ：標準税率と異なる。

ウ：標準税率と異なる。

エ：上場株式等の税率等と混同。

総合解説：標準税率では都道府県4%、市町村6%の合計10%。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0114 / 2

東京都の例で、令和6年度以降の個人住民税均等割と森林環境税の説明として最も適切なものはどれか。

ア．均等割は合計10万円である。

イ．都民税1,000円、市区町村民税3,000円の均等割に加え、森林環境税1,000円が併せて課税される。

ウ．森林環境税は所得税率45%で計算する。

エ．森林環境税は法人だけが負担する。

答え・解説 正答：イ

ア：金額が異なる。

イ：均等割は合計4,000円、森林環境税は別の国税として年1,000円を市区町村が併せて徴収する。

ウ：定額年1,000円。

エ：個人に課税される国税。

総合解説：均等割は合計4,000円、森林環境税は別の国税として年1,000円を市区町村が併せて徴収する。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0115 / 2

給与所得者の個人住民税の一般的な納付方法として最も適切なものはどれか。

ア．毎月本人が税務署へ所得税と同時に納めるだけである。
イ．住民税は給与から徴収できない。
ウ．6月から翌年5月まで、勤務先が給与から特別徴収する方法が一般的である。
エ．1月に一括して国税庁へ納付する。

答え・解説 正答：ウ

ア：住民税は地方税で特別徴収が一般的。
イ：特別徴収制度がある。
ウ：給与所得者の住民税は原則給与からの特別徴収。
エ：地方公共団体へ納付される。
総合解説：給与所得者の住民税は原則給与からの特別徴収。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0116 / 2

給与からの特別徴収等によらない個人住民税の普通徴収について、東京都の一般的な例として最も適切なものはどれか。

ア．毎月24回に分けて必ず納付する。
イ．国税庁が給与から天引きする。
ウ．納税通知書は存在しない。
エ．区市町村から送付される納税通知書により年4回に分けて納める。

答え・解説 正答：エ

ア：一般に年4回。
イ：それは特別徴収のイメージとも異なる。
ウ：普通徴収では通知書が送られる。
エ：普通徴収は本人が納税通知書に基づき納付する。
総合解説：普通徴収は本人が納税通知書に基づき納付する。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0117 / 2

個人事業税について、最も適切な説明はどれか。

ア．地方税法等で定める法定業種の事業を行う個人に対して、所得等を基礎に課される地方税である。

イ．すべての会社員の給与に一律課税される国税である。

ウ．銀行預金利子だけに課税される。

エ．法人だけが納税義務者となる。

答え・解説 正答：ア

ア：個人事業税はすべての副収入に一律課税されるわけではなく法定業種が対象。

イ：個人事業に係る地方税。

ウ：対象は法定業種の事業所得等。

エ：個人事業者が対象。

総合解説：個人事業税はすべての副収入に一律課税されるわけではなく法定業種が対象。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0118 / 2

個人事業税の事業主控除額について、1年間事業を行った場合の金額として最も適切なものはどれか。

ア．65万円

イ．290万円

ウ．104万円

エ．800万円

答え・解説 正答：イ

ア：青色申告特別控除と混同。

イ：年間の事業主控除額は290万円。

ウ：所得税の基礎控除と混同。

エ：法人交際費等の定額控除限度額と混同。

総合解説：年間の事業主控除額は290万円。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0119 / 3

第1種事業（税率5%）を1年間営み、個人事業税計算上の事業所得等が500万円で、他の調整を考慮しない場合の個人事業税額はいくらか。

ア．25万円
イ．14万5,000円
ウ．10万5,000円
エ．5万円

答え・解説 正答：ウ

ア：事業主控除を考慮していない。
イ：290万円×5%を税額としている。
ウ：（500万円－事業主控除290万円）×5%＝10万5,000円。
エ：課税標準を100万円としている。
総合解説：（500万円－事業主控除290万円）×5%＝10万5,000円。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0120 / 3

所得税では青色申告特別控除65万円を適用して事業所得を計算している個人事業者について、個人事業税の計算として最も適切なものはどれか。

ア．個人事業税でも必ず65万円を二重に控除する。
イ．青色申告をすると個人事業税は必ず0円になる。
ウ．個人事業税では事業主控除290万円を使えない。
エ．個人事業税では青色申告特別控除の適用がないため、所得税上控除した額を足し戻して計算する。

答え・解説 正答：エ

ア：青色申告特別控除は個人事業税に適用されない。
イ：そのような制度ではない。
ウ：原則事業主控除がある。
エ：所得税と個人事業税では控除の取扱いが異なる。
総合解説：所得税と個人事業税では控除の取扱いが異なる。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0121 / 1

法人税の基本的な課税対象として最も適切なものはどれか。

ア．法人の各事業年度の所得
イ．個人の給与所得だけ
ウ．土地の所有面積だけ
エ．売上高だけに一律課税

答え・解説 正答：ア

ア：法人税は原則として法人の事業年度ごとの所得に対して課税される。
イ：個人所得税の対象。
ウ：固定資産税等と異なる。
エ：課税所得を基礎とする。
総合解説：法人税は原則として法人の事業年度ごとの所得に対して課税される。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0122 / 1

法人税法上の課税所得の基本的な算式として最も適切なものはどれか。

ア．売上高－法人税額
イ．益金の額－損金の額
ウ．資本金－負債
エ．現金収入－現金支出だけ

答え・解説 正答：イ

ア：税額は所得計算後に求める。
イ：法人税法上の所得金額は益金から損金を控除して計算する。
ウ：純資産の考え方で法人税所得とは異なる。
エ：発生主義・税務調整等を反映しない。
総合解説：法人税法上の所得金額は益金から損金を控除して計算する。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0123 / 1

企業会計上の当期利益と法人税法上の課税所得の関係として最も適切なものはどれか。

ア．会計利益と課税所得は法律上必ず1円単位で一致する。
イ．課税所得は売上高だけで決まる。
ウ．会計上の利益を基礎に、税法上の益金・損金との違いを加算・減算調整して課税所得を求める。
エ．法人税では会計帳簿を一切使わない。

答え・解説 正答：ウ

ア：税務調整により異なる場合がある。
イ：損金や税務調整も反映する。
ウ：会計と税法では収益・費用の取扱いが異なるため税務調整が必要。
エ：会計利益を基礎に申告調整する実務が一般的。
総合解説：会計と税法では収益・費用の取扱いが異なるため税務調整が必要。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0124 / 2

会計上は収益に計上されていないが、税法上は益金に算入すべき100万円がある場合、課税所得の調整として最も適切なものはどれか。

ア．会計利益から100万円を減算する。
イ．法人税額から直接100万円を控除する。
ウ．何も調整しない。
エ．会計利益に100万円を加算する方向の調整を行う。

答え・解説 正答：エ

ア：方向が逆。
イ：所得調整と税額控除を混同。
ウ：会計と税法の差異を反映する必要がある。
エ：税法上の益金が会計収益より多い場合は課税所得を増やす調整となる。
総合解説：税法上の益金が会計収益より多い場合は課税所得を増やす調整となる。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0125 / 2

会計上費用100万円を計上したが、その全額が法人税法上損金不算入となる場合、課税所得の調整として最も適切なものはどれか。

ア．会計利益に100万円を加算する。
イ．会計利益から100万円をさらに減算する。
ウ．売上高を100万円減額する。
エ．資本金を100万円減額する。

答え・解説 正答：ア

ア：会計上減少した利益を税務上戻すため加算調整する。
イ：二重に費用化することになる。
ウ：損金不算入の調整方法ではない。
エ：資本金の調整ではない。
総合解説：会計上減少した利益を税務上戻すため加算調整する。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0126 / 2

一般的な普通法人（中小法人等の軽減税率部分を除く）に適用される法人税率として最も適切なものはどれか。

ア．10%
イ．23.2%
ウ．15%
エ．30.62%

答え・解説 正答：イ

ア：消費税の標準税率と混同。
イ：普通法人の基本税率は23.2%。
ウ：一定の中小法人の年800万円以下部分等の軽減税率。
エ：法人実効税率等と混同している。
総合解説：普通法人の基本税率は23.2%。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0127 / 2

資本金1億円以下など一定の要件を満たし、適用除外事業者等に該当せず、所得金額が年10億円以下である中小法人について、年800万円以下の所得部分に適用される法人税の軽減税率として最も適切なものはどれか。

ア．5%

イ．19%

ウ．15%

エ．23.2%

答え・解説 正答：ウ

ア：所得税最低税率と混同。

イ：適用除外事業者等の場合の税率等と混同。

ウ：一定の中小法人では年800万円以下部分に15%の軽減税率が適用される。

エ：通常税率であり当該軽減部分とは異なる。

総合解説：一定の中小法人では年800万円以下部分に15%の軽減税率が適用される。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0128 / 2

令和7年4月1日以後開始事業年度で、一定の中小法人の所得金額が年10億円を超える場合、年800万円以下部分に適用される法人税率として最も適切なものはどれか。

ア．15%

イ．20.315%

ウ．23.2%

エ．17%

答え・解説 正答：エ

ア：年10億円以下の場合等の軽減税率。

イ：金融所得の税率と混同。

ウ：年800万円超部分等の通常税率。

エ：所得金額が年10億円を超える事業年度は、年800万円以下部分の税率が17%となる。

総合解説：所得金額が年10億円を超える事業年度は、年800万円以下部分の税率が17%となる。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0129 / 2

一定の中小法人が所得600万円を計上し、その全額に15%の法人税率が適用されると仮定した場合、税額控除等を無視した法人税額はいくらか。

ア．90万円
イ．60万円
ウ．138万6,000円
エ．600万円

答え・解説 正答：ア

ア：600万円×15%＝90万円。
イ：10%で計算。
ウ：23.1%前後で計算した値。
エ：所得金額そのもの。
総合解説：600万円×15%＝90万円。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0130 / 3

法人税の確定申告書の提出期限として、原則最も適切なものはどれか。

ア．事業年度終了日の翌日から10日以内
イ．事業年度終了の日の翌日から2か月以内
ウ．個人所得税と同じ翌年3月15日だけ
エ．事業年度終了から5年以内なら自由

答え・解説 正答：イ

ア：短すぎる。
イ：法人税の申告・納付期限は原則事業年度終了日の翌日から2か月以内。
ウ：法人は事業年度基準。
エ：原則期限が定められている。
総合解説：法人税の申告・納付期限は原則事業年度終了日の翌日から2か月以内。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0131 / 3

内国法人の法人税の納税地として一般に最も適切なものはどれか。

ア．代表者個人の自宅所在地に必ず固定される。
イ．最大の取引先の所在地
ウ．本店または主たる事務所の所在地
エ．株主が最も多い都道府県

答え・解説 正答：ウ

ア：法人の本店等が基準。
イ：基準ではない。
ウ：法人税の納税地は原則として本店・主たる事務所所在地。
エ：基準ではない。
総合解説：法人税の納税地は原則として本店・主たる事務所所在地。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0132 / 3

会計上の税引前利益1,000万円に、損金不算入100万円と益金不算入50万円がある。その他の調整を無視した法人税の課税所得はいくらか。

ア．850万円
イ．1,150万円
ウ．1,000万円
エ．1,050万円

答え・解説 正答：エ

ア：加減算の方向が逆。
イ：益金不算入を加算している。
ウ：税務調整を反映していない。
エ：1,000万円＋損金不算入100万円－益金不算入50万円＝1,050万円。
総合解説：1,000万円＋損金不算入100万円－益金不算入50万円＝1,050万円。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0133 / 1

法人が役員へ支給する給与について、損金算入が認められる代表的な類型として最も適切な組合せはどれか。

ア．定期同額給与、事前確定届出給与、一定の業績連動給与
イ．臨時自由給与、無届賞与、任意増額給与
ウ．給与所得控除、基礎控除、配偶者控除
エ．益金算入給与、非課税給与、源泉分離給与

答え・解説 正答：ア

ア：役員給与は原則として法定の類型に該当するものが損金算入の対象となる。
イ：法定類型ではない。
ウ：個人所得税の控除制度。
エ：役員給与の損金算入類型ではない。
総合解説：役員給与は原則として法定の類型に該当するものが損金算入の対象となる。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0134 / 1

役員に毎月同額を継続して支給する給与について、要件を満たす場合に該当し得るものはどれか。

ア．一時所得
イ．定期同額給与
ウ．交際費
エ．簡易課税

答え・解説 正答：イ

ア：個人所得の区分。
イ：定期同額給与は各支給時期における支給額が同額であること等が基本。
ウ：役員給与とは異なる。
エ：消費税制度。
総合解説：定期同額給与は各支給時期における支給額が同額であること等が基本。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0135 / 1

役員賞与について、所定の時期・金額を事前に定め、期限までに届出等を行い、その内容どおり支給する給与として損金算入対象になり得るものはどれか。

ア．配当控除
イ．青色申告特別控除
ウ．事前確定届出給与
エ．退職所得控除

答え・解説　正答：ウ

ア：個人所得税の税額控除。
イ：個人の所得計算。
ウ：事前確定届出給与は支給時期・金額を事前に確定して届出る制度。
エ：個人の退職所得制度。
総合解説：事前確定届出給与は支給時期・金額を事前に確定して届出る制度。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0136 / 2

役員給与が形式上定期同額給与に該当していても、その額に不相当に高額な部分がある場合の法人税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．全額が無条件で必ず損金になる。
イ．全額が必ず益金になる。
ウ．法人税では役員給与の金額を一切考慮しない。
エ．不相当に高額な部分は損金算入が認められない場合がある。

答え・解説　正答：エ

ア：過大部分等に制限がある。
イ：給与自体を益金とするわけではない。
ウ：損金算入要件がある。
エ：役員給与は法定類型に該当しても過大部分などには損金不算入の規定がある。
総合解説：役員給与は法定類型に該当しても過大部分などには損金不算入の規定がある。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0137 / 2

得意先との飲食費について、1人当たりの金額が10,000円以下で所定の書類保存要件を満たす場合、交際費等の範囲について最も適切なものはどれか。

ア．一定の要件の下で交際費等の範囲から除かれる。

イ．1人5,000円以下でなければ絶対に除外できない。

ウ．役員・従業員だけの社内接待も必ずこの除外の対象となる。

エ．書類保存は一切不要である。

答え・解説 正答：ア

ア：令和6年4月1日以後の一定の社外飲食費は1人1万円以下なら交際費等から除外される。

イ：基準額は1万円以下へ引き上げられている。

ウ：専ら役員・従業員等への接待は除外対象外。

エ：所定事項を記載した書類保存が必要。

総合解説：令和6年4月1日以後の一定の社外飲食費は1人1万円以下なら交際費等から除外される。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0138 / 2

期末資本金1億円以下など一定の要件を満たす法人の交際費等について、定額控除限度額に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア．交際費は金額に関係なくすべて損金算入できる。

イ．年800万円を基礎とした定額控除限度額まで損金算入できる制度がある。

ウ．定額控除限度額は年80万円である。

エ．個人事業税の事業主控除290万円と同じである。

答え・解説 正答：イ

ア：損金不算入規定がある。

イ：一定中小法人は接待飲食費50%損金算入との選択など所定の仕組みがある。

ウ：800万円。

エ：異なる制度。

総合解説：一定中小法人は接待飲食費50%損金算入との選択など所定の仕組みがある。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0139 / 2

得意先4人と自社2人の計6人で飲食し、総額54,000円を法人が負担した。全員が飲食参加者で所定の要件を満たす場合、1人当たり飲食費はいくらか。

ア．13,500円
イ．27,000円
ウ．9,000円
エ．54,000円

答え・解説 正答：ウ

ア：得意先4人だけで割っている。
イ：自社2人だけで割っている。
ウ：54,000円÷6人＝9,000円で、1万円以下基準の判定対象となる。
エ：1人当たりへ換算していない。
総合解説：54,000円÷6人＝9,000円で、1万円以下基準の判定対象となる。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0140 / 3

減価償却の説明として最も適切なものはどれか。

ア．土地の取得価額を毎年必ずゼロまで償却する制度である。
イ．売上高を耐用年数で割る制度である。
ウ．法人税率そのものを毎年減少させる制度である。
エ．建物や機械などの取得価額を、その使用可能期間等に応じて各事業年度の費用として配分する手続である。

答え・解説 正答：エ

ア：土地は通常減価償却資産ではない。
イ：取得価額等を基礎に償却する。
ウ：資産費用配分の制度。
エ：長期使用する減価償却資産の取得価額を一時に全額費用化せず期間配分する。
総合解説：長期使用する減価償却資産の取得価額を一時に全額費用化せず期間配分する。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0141 / 3

取得価額600万円、耐用年数6年、残存価額等を考慮しない単純な定額法で毎年均等に償却すると仮定した場合、年間減価償却費はいくらか。

ア．100万円
イ．60万円
ウ．360万円
エ．600万円

答え・解説 正答：ア

ア：600万円÷6年＝100万円。
イ：10%だけ償却している。
ウ：6割を費用化している。
エ：全額を1年で費用化している。
総合解説：600万円÷6年＝100万円。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0142 / 1

消費税および地方消費税を合わせた標準税率として最も適切なものはどれか。

ア．8%
イ．10%
ウ．7.8%
エ．20.315%

答え・解説 正答：イ

ア：軽減税率。
イ：標準税率は10%（国税7.8%、地方消費税2.2%）。
ウ：国税部分のみ。
エ：金融所得課税等と混同。
総合解説：標準税率は10%（国税7.8%、地方消費税2.2%）。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0143 / 1

消費税の軽減税率として最も適切なものはどれか。

ア．5%
イ．6.24%
ウ．8%
エ．12%

答え・解説 正答：ウ

ア：現行軽減税率ではない。
イ：国税部分のみ。
ウ：酒類・外食を除く飲食料品等の一定の取引には8%が適用。
エ：現行税率ではない。
総合解説：酒類・外食を除く飲食料品等の一定の取引には8%が適用。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0144 / 1

飲食店が同じ食品を販売する場合、消費税率の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．どちらも必ず8%である。
イ．どちらも必ず10%である。
ウ．税率は客の年齢だけで決まる。
エ．店内飲食は原則10%、テイクアウトは飲食料品の譲渡として原則8%となる。

答え・解説 正答：エ

ア：店内飲食は原則10%。
イ：テイクアウトは原則8%。
ウ：提供形態で判定。
エ：外食は軽減税率対象外、テイクアウトは一定の飲食料品譲渡として軽減税率対象。
総合解説：外食は軽減税率対象外、テイクアウトは一定の飲食料品譲渡として軽減税率対象。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0145 / 2

消費税の納税義務について、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者の一般的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．原則として課税事業者となる。

イ．必ず免税事業者となる。

ウ．5,000万円を超えるまで消費税は一切課税されない。

エ．法人だけに適用され個人事業者には関係しない。

答え・解説 正答：ア

ア：基準期間の課税売上高1,000万円超は課税事業者判定の基本。

イ：逆。

ウ：1,000万円基準がある。

エ：個人・法人双方に規定がある。

総合解説：基準期間の課税売上高1,000万円超は課税事業者判定の基本。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0146 / 2

適格請求書（インボイス）を交付できる事業者について、最も適切なものはどれか。

ア．すべての免税事業者が登録なしで自由に交付できる。

イ．税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者

ウ．個人消費者だけが交付できる。

エ．法人税を納めている法人なら消費税登録なしでも必ず交付できる。

答え・解説 正答：イ

ア：登録が必要。

イ：インボイス発行には登録が必要で、登録中は消費税の納税義務は免除されない。

ウ：事業者の制度。

エ：適格請求書発行事業者の登録が必要。

総合解説：インボイス発行には登録が必要で、登録中は消費税の納税義務は免除されない。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0147 / 2

課税売上げに係る消費税額が80万円、課税仕入れ等に係る控除可能な消費税額が50万円の場合、一般課税による納付税額の基本額はいくらか。

ア．50万円
イ．80万円
ウ．30万円
エ．130万円

答え・解説 正答：ウ

ア：仕入税額だけを答えている。
イ：仕入税額控除を反映していない。
ウ：80万円−50万円＝30万円。
エ：売上税額と仕入税額を加算している。
総合解説：80万円−50万円＝30万円。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0148 / 2

消費税の簡易課税制度について、基準期間の課税売上高に関する要件として最も適切なものはどれか。

ア．500万円以下
イ．1,000万円以下に限定
ウ．1億円超でなければならない
エ．5,000万円以下

答え・解説 正答：エ

ア：基準額と異なる。
イ：免税点と混同。
ウ：逆。
エ：所定の届出等を前提に、基準期間課税売上高5,000万円以下の事業者が対象。
総合解説：所定の届出等を前提に、基準期間課税売上高5,000万円以下の事業者が対象。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0149 / 2

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者となった一定の小規模事業者に関する2割特例について、2026年4月1日時点の説明として最も適切なものはどれか。

ア．令和8年9月30日までの日の属する課税期間まで適用可能な経過措置である。

イ．令和5年9月30日で終了済みである。

ウ．恒久制度で終了期限はない。

エ．課税売上高の20%を売上高そのものとして申告する制度である。

答え・解説 正答：ア

ア：2割特例は現時点で終了済みではなく、所定期間まで利用可能。

イ：インボイス開始前であり誤り。

ウ：経過措置で期限がある。

エ：納付税額を売上税額の2割とする仕組み。

総合解説：2割特例は現時点で終了済みではなく、所定期間まで利用可能。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。

問題 0150 / 3

一定規模以下の事業者が行う税込1万円未満の課税仕入れについて、インボイス制度の少額特例として最も適切なものはどれか。

ア．1万円未満なら帳簿も一切不要である。

イ．一定の要件の下で、インボイスの保存がなくても帳簿保存のみで仕入税額控除が認められる。

ウ．すべての事業者が金額上限なく利用できる。

エ．少額特例を使うと売上げの消費税が非課税になる。

答え・解説 正答：イ

ア：帳簿保存は必要。

イ：少額特例は事務負担軽減のため一定の税込1万円未満仕入れに設けられている。

ウ：一定規模以下かつ少額取引に限る。

エ：仕入税額控除の保存要件に関する特例。

総合解説：少額特例は事務負担軽減のため一定の税込1万円未満仕入れに設けられている。 FP2級では、国税・地方税、所得税・法人税・消費税で計算構造や申告手続が異なる点を区別して理解することが重要である。